



第2版：令和7年4月7日

令和7年度
大津市電子割引券発行による消費下支え等を通じた
生活者・中小企業者支援事業

「おおつ割—第2弾—」

参加店 募集要項

<募集期間>

令和7年4月14日～令和7年5月18日

大津市

※令和5年度実施の「おおつ割—第1弾—」に参加店登録した場合でも、再度登録申請が必要です。

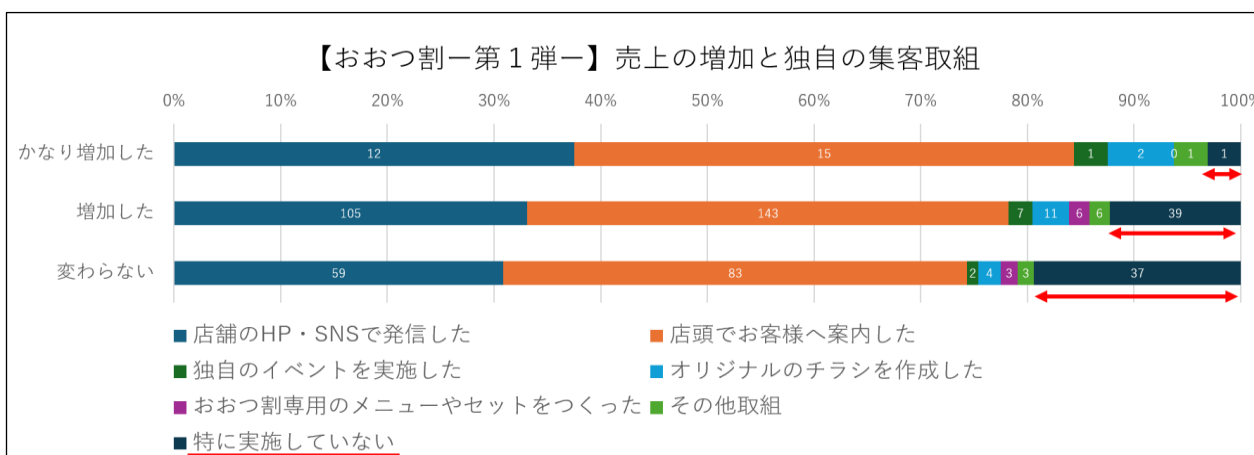
はじめに①—おおつ割への参加に向けて—

おおつ割—第2弾—は、電子割引券を発行することにより市内での消費を喚起し、物価高騰の影響を受けている生活者及び市内の中小・小規模企業者を支援することを目的としています。

令和5年度に実施した「おおつ割—第1弾—」に参加店のアンケートによると、多くの参加店が割引期間中に売上が増加した一方で、売上が変わらない（もしくは減少した）店舗もありました。この両者の傾向を比較すると、売上が増加した店舗は、より積極的に集客活動を行っていたことが分かりました。

そこで、「おおつ割—第2弾—」に参加される店舗の皆様には、新規顧客の獲得・リピーターの定着等による売上増加を実現するため、ぜひ積極的に独自の集客活動等を実施いただきたく思います。

積極的な取組が、本事業中のみならず事業終了後の継続した売上増加に繋がることを願っております。



<おおつ割—第1弾—における積極的な集客取組例>

- SNS やホームページでの情報発信
 - ・ Instagram でのおおつ割参加店舗であることの事前告知
 - ・ 店舗独自の公式 LINE での既存顧客への情報発信
 - ・ 来客への店舗 SNS フォロー等の誘導（リピーター獲得）
- 店舗における周知広報
 - ・ 独自チラシ、ポスター、POP の作成
 - ・ 店頭での顧客への案内
- イベント等の開催
 - ・ 特売等のフェア開催（例：季節商品の売り出し等）
 - ・ おおつ割の割引区分に応じたメニューの開発（1,000 円分のパンの詰合せセット等）
 - ・ おおつ割に合わせた新商品・サービスの発売、お試し商品・サービスの発売

はじめに②—第1弾との主な変更点—

おおつ割—第2弾—においては、おおつ割—第1弾—の事業設計を一部見直し、変更しております。詳細は本募集要項に記載のとおりですが、主な変更点は以下のとおりです。

対象店舗として、飲食業の店舗を追加し、割引上限額を1,500円に引き上げ、割引券を300円毎に分割利用可能になります。さらに注意すべき変更点として、利用者の割引券の取得方法が先着方式から抽選方式となり、割引券利用期間前に事前抽選期間も設けます。これにより、来店される方は店舗でその場で割引券を取得して、即時に利用することができなくなります。

そのため、参加される店舗におかれましては、割引券利用開始（令和7年6月2日(月)）前から、積極的におおつ割—第2弾—参加店舗である旨、顧客の皆様に向けて情報発信をお願いできればと思います。

	第2弾（令和7年度）	第1弾（令和5年度）
対象店舗	小売業・サービス業・ 飲食業	小売業・サービス業（飲食業除く）
割引券取得	事前抽選方式	先着方式
割引上限額	1,500円／回	1,200円／回
割引券利用方法	分割利用可能（300円×5枚）	分割利用不可
割引券利用期間	3週間程度	2週間

目次

はじめに①—おおつ割への参加に向けて—	1
はじめに②—第1弾との主な変更点—	2
1 事業目的	4
2 事業の概要	4
3 対象となる業種・店舗	5
4 事業者（店舗）の参加資格	5
5 おおつ割の利用方法について	7
6 おおつ割の利用対象とならないもの	8
7 参加店の責務	8
8 登録申請手順	9
9 換金手続き	10
10 不正利用・登録取消し	10
11 その他	11
12 問い合わせ先	11

1 事業目的

大津市内の対象店舗（小売業・サービス業・飲食業）で利用できる食料品、日用品、生活サービス、飲食サービス等を対象とした電子割引券を発行することにより、市内での消費を喚起し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者及び市内の中小・小規模企業者を支援することを目的とします。

2 事業の概要

- (1) 事業名称 : 大津市電子割引券発行による消費下支え等を通じた生活者・中小企業者支援事業
- (2) キャンペーン名称 : おおつ割—第2弾—
- (3) 割引券の名称 : おおつ割
- (4) 割引券の種類 : 電子割引券
- (5) 割引券抽選期間 : 以下、表のとおり
- (6) 割引券期間 : 以下、表のとおり

回	抽選申込期間	抽選結果発表	利用期間
第1回	5月12日(月)~5月25日(日)	5月28日(水)	6月2日(月)~6月22日(日)
第2回	6月3日(火)~6月17日(火)	6月23日(月)	6月24日(火)~7月13日(日)
第3回	7月14日(月)~7月20日(日)	7月23日(水)	7月24日(木)~8月12日(火)

- (7) 割引券発行金額（割引区分）

利用額	割引額
1,000円~1,999円	300円
2,000円~2,999円	600円
3,000円~3,999円	900円
4,000円~4,999円	1,200円
5,000円以上	1,500円

- (8) 割引券発行総額 : 約4億3,570万円（予定）
- (9) 利用対象者 : 制限なし（大津市民以外の利用も可能）
- (10) 割引券取得方法 : 「おおつ割」専用LINE公式アカウントより、割引券を事前抽選の上、取得
- (11) 利用可能店舗 : 参加店（市内の小売業・サービス業・飲食業の店舗）

3 対象となる業種・店舗

市内の小売業・サービス業・飲食業の店舗が対象となります。

(対象となる業種例)

【小売業】菓子・デザート・パン/飲食料品(デリバリー専門店を含む)/酒類/精肉/生花/スーパーマーケット・ショッピングセンター/衣料・身の回り品/生活雑貨/家具・家電/ホームセンター/書籍・文房具/おもちゃ・ベビー・子ども用品/自動車・自転車/化粧品・医薬品/工芸品/楽器/時計・眼鏡・補聴器/ガソリンスタンド/コンビニエンスストア/その他小売業

【サービス業】銭湯・温浴施設/娯楽施設・スポーツ施設/理容・美容/マッサージ・リラクゼーション/クリーニング/体験教室/タクシー・自動車運転代行/その他サービス業

【飲食業】日本料理/寿司/西洋料理/ステーキ/ピザ・パスタ/中華料理/焼肉/ラーメン/カレー/牛丼/アイス/ファミリーレストラン/ファストフード/居酒屋/カフェ・喫茶店/多国籍料理/持ち帰り弁当/その他飲食業

※市外にも店舗を有している場合、市内の店舗に限り「おおつ割」を利用可能とすることが出来ることを条件とします。

※主たる事業が日本標準産業分類(平成25年10月改定)の「68不動産取引業」、「69不動産賃貸業・管理業」、「72専門サービス業」、「75宿泊業」、「79その他の生活関連サービス業-791旅行業・旅行業者代理業」に該当する店舗は対象外となります。

ただし、「75宿泊業」が主たる事業の店舗であっても、宿泊客以外の来客が想定される宿泊施設内の小売・サービス・飲食業を提供する場合は対象となります。

4 事業者(店舗)の参加資格

本事業に参加できる事業者(店舗)は、大津市内で店舗を運営する中小企業・小規模企業者等※で、大津市内の店舗に限り「おおつ割」を利用可能とすることが出来る小売業・サービス業・飲食業を営む事業者。

※電子割引券の利用は、大津市内の小売業・サービス業・飲食業の店舗に限ります。

※参加資格要件を満たす一般社団・財団法人、特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等も含む

✓ 中小企業・小規模企業者等とは

中小企業基本法に定める中小企業者・小規模企業者、または一般社団・財団法人、特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等市内において事業を行う者で、下表(★中小企業基本法に定める中小企業者(小売業・サービス業・飲食業))に準じ、各要件を満たす者であること

✓ 次の事業者に掲げる事業者は参加登録の対象外です。

(1) 次の各号のいずれかに該当する中小企業者(いわゆる「みなし大企業」)

- ① 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ② 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - ④ 発行済株式の総数または出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
 - ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
 - ⑥ 本登録申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の平均年額が15億円を超える中小企業者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は性風俗関連特殊営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っている事業者
 - (3) 国および地方公共団体の施設を管理・運営する事業者
 ※指定管理者制度により公の施設の管理権限の委任を受けている、自主事業（指定自主事業を含む）を営んでおり、地方公共団体等から指定管理料を受けていない指定管理者に限り対象とする。（自主事業（指定自主事業を含む）を営んでいる店舗のみ対象）
 - (4) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
 - (5) “[6 おおつ割の利用対象とならないもの](#)”に記載されている各号の商品やサービスのみを取り扱う事業者
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者
 - (7) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用してしている事業者
 - (8) 暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者
 - (9) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者
 - (10) その他、本事業の目的に照らして、不適当と大津市が判断する事業者

★中小企業基本法に定める中小企業者（小売業・サービス業）

業種	①または②のいずれかを満たす場合	
	①資本金の額または出資の総額	②常時使用する従業員数
小売業	5,000万円以下の会社	50人以下の会社及び個人
サービス業・飲食業	5,000万円以下の会社	100人以下の会社及び個人

本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- A) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。）
- B) 個人事業主本人（なお、専従者（家族従業員）は「常時使用する従業員」に含む。）
- C) 以下のいずれかの条件に該当する、パート労働者等

(c-1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む。）

(c-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※）」の所定労働時間に比べて短い者
※「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とする。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。

つまり、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が通常の従業員の4分の3以下」又は、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が通常の従業員の4分の3以下」の場合は、「(c-2)」いわゆるパートタイム労働者に該当し、常時使用する従業員数に含めないものとします。

5 おおつ割の利用方法について

利用者は、以下の手順で「おおつ割」に参加いただけます。

(1) LINE 公式アカウントを友だち追加

「おおつ割」LINE 公式アカウントに友だち追加します。

※「おおつ割—第1弾—」（令和5年度実施）と同じアカウントです。

(2) 利用登録（初回のみ）

「おおつ割」LINE 公式アカウントから、「おおつ割—第2弾—」専用ページで利用登録を行います。

※LINE アカウント1つにつき1登録のみです。

(3) 抽選申込

抽選申込期間内に、「おおつ割—第2弾—」専用ページから抽選申込を行います。

※先着順ではありません。

(4) 抽選結果発表

LINE メッセージで抽選結果の連絡が届きます。当選した場合には、割引券が取得されています。

(5) 割引券利用

利用期間内に参加店舗で会計時にレジ付近に設置されたQRコードを読み取り、割引券を利用します。

※割引券の有効期限は、利用の有無に関わらず、取得した回の最終日の23:59までとなります。

※他の割引券、クーポンとの併用は可能です。（おおつ割は、他の割引やクーポンの適用後の利用となります。）

6 おおつ割の利用対象とならないもの

- (1) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払
- (2) 公共料金（利用料金）・各種手数料（振込手数料・電気・ガス・水道料金、保育料等）
- (3) 国税、地方税等の公租公課
- (4) 有価証券、商品券、ビール券、おこめ券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、旅行券、乗車券、チケット類（テーマパークやコンサート等）等の換金性の高いものの購入
- (5) プレミアム分が加算されている回数券
- (6) 現金への換金、金融機関への預け入れ、宝くじ、公共ギャンブル、パチンコ等への支払
- (7) 買掛金、未払金等の支払
※割引利用期間外の商品・サービスの提供に対する支払い（前払い・後払い等）への割引は対象外となります。
※事業に伴って使用する原材料、機器類や仕入れ商品の購入等、買掛金、未払金等の支払は対象外となります。
- (8) たばこ（電子たばこを含む）
- (9) スポーツジム、文化教室等の月謝
- (10) 宿泊を伴う旅行代金
- (11) 保険診療
- (12) インターネット販売等、対面以外での決済
※ネット通販で購入した商品をコンビニ決済する場合も対象外となります。
- (13) 大津市外における販売
※例えば、移動販売を行っている場合で、大津市外での販売は対象外となります。
※タクシー利用で、発着地のどちらも大津市外の場合は対象外となります。
- (14) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務への支払
- (15) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものその他、前各号に類するもの、又は、社会通念上、割引券利用対象として大津市が適当と認めないもの

7 参加店の責務

- (1) 本募集要項、事務局が別途提供する参加店マニュアル等に基づき、「おおつ割」による割引後の金銭と引き換えに商品・サービス等の提供を行うこと。その際は、利用者の端末画面においておおつ割の割引が完了していることを確認すること。その他必要な事務局の指示を遵守すること。
- (2) 利用対象外のもの（「6 おおつ割の利用対象とならないもの」参照）の取引を行わないこと。
- (3) 参加登録完了後にお渡しする参加店の販促ツール（ポスター等）を利用者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (4) 取引において、「おおつ割」の利用・対応を拒否しないこと。

- (5) 決済時においては、参加店がQRコード（事務局から参加店ごとに付与するコード）を掲示すること。
- (6) 「おおつ割」を用いた取引を行う場合は、不正利用防止の観点から、善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。
- (7) 提示された電子割引券に疑義があった場合には、提示者または利用者に対し物・サービス提供を行わないものとし、その事実を直ちに事務局に連絡すること。その他、割引券の不正利用等の疑いがあるときは、事務局に報告すること。
- (8) 従事する従業員・関係者に「おおつ割」の利用方法を含め、参加店マニュアルに記載の内容を周知すること。
- (9) 本キャンペーンの実施について、顧客等への周知に努めること。
- (10) 本事業終了後、「おおつ割」について、事務局よりアンケートへの協力を依頼した場合には、それに応じること。

8 登録申請手順

- (1) 「おおつ割」専用申込フォームより、登録申請画面へアクセス

登録申請 URL : <https://va.apollon.nta.co.jp/otsuwari/>



- (2) 募集要項に記載の内容を理解し、誓約事項に同意の上、登録申請フォームへ必要事項を入力し申請
- (3) 事務局にて申請内容を確認し、参加店として承認した事業者に対して販促ツールを発送

令和7年4月14日（月）から登録申請を受け付けます。

登録申請期間については、以下の通りです。

■登録申請期間：令和7年4月14日（月）から7年5月18日（日）まで

※上記期間を過ぎても随時申請を受け付けますが、第1回利用に間に合わない場合がございます。そのため、できる限り5月18日（日）までに申請してください。

※申請内容に不備がある場合、参加開始時期が遅れることがあります。不備がある場合については事務局より確認連絡をさせていただきます。

※FAXでの申請をご希望の場合は、専用ウェブサイトより申請書をダウンロードの上、下記宛先へご送信ください。ご不明な点がございましたら、「おおつ割」事務局コールセンターまでお電話ください。

※WEB申請日、FAXでの登録申請は、申請書到着日を受付日とします。

【申込先・問い合わせ先】

「おおつ割」事務局

TEL : 0570-017002 FAX : 077-562-6060 MAIL : otsu_wari@nta.co.jp

- (4) 登録料は無料で、新たな機器設備の整備は不要。

(5) スターターキットのお届け

登録が完了した店舗へ、販促ツール等をまとめたスターターキットを順次お届けします。

<同封物>

- ・参加店対応マニュアル 1部
- ・QRコード貼付用用紙 1部
- ・QRコード ※QRコード貼付用用紙に貼り付けてください
- ・店舗掲出用ポスター 2部
- ・店舗掲出用チラシ 2部
- ・店舗掲出用ステッカー 2部
- ・店舗番号案内 1部 ※管理画面「自店舗情報」より店舗番号をご確認の上、ご記入ください。
- ・利用方法案内 1部

■ 令和7年5月27日（火）ごろまでのお届け

9 換金手続き

- (1) 利用者の割引利用実績は、登録後にお渡しする ID・PW を用いて、管理画面から確認可能です。
- (2) 決済手数料、換金手数料等は一切発生しません。
- (3) 振込については、以下のスケジュールを目安に指定の口座へ振込を行います。

	利用期間	振込予定日
第1回	令和7年6月2日（月）～令和7年6月22日（日）	令和7年7月8日（火）
第2回	令和7年6月24日（火）～令和7年7月13日（日）	令和7年7月29日（火）
第3回	令和7年7月24日（木）～令和7年8月12日（火）	令和7年8月26日（火）

※上記の日程は予定の為、変更となる場合があります。

※最終の振込日程および換金方法の詳細は、後日送付する「参加店対応マニュアル」にて必ずご確認ください。

※振込予定日は振込を行う日のため、ご指定口座への入金日とは異なる場合がございます。

10 不正利用・登録取消し

本事業においては、割引券の不正読取・割引金の不正受給等一切の不正な行為は許されません。

万一、以下の(1)～(4)に該当する不正行為があった場合には、参加店からの登録取消および換金に関する債権の履行停止、不正を行った事業所名等（斡旋した者も含む）の積極的公表、法的措置等を行うことがあります。

なお、大津市から調査の協力依頼がある場合、調査に協力しなければなりません。事前予告なしに調査を行うこともあります。（売上帳、レシート、伝票、決算・申告書等の資料の提出を求めることがありま

す。)

- (1) 偽って対象店舗として登録すること。
- (2) 「おおつ割」の不正利用（自己・架空取引、割引券の不正読取、割引金の不正受給等）を行うこと。
- (3) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
- (4) その他、事務局が不相当と判断した行為。

1 1 その他

- (1) 本募集要項に記載のない事項又は定めのない事項に関しては、大津市がその対応を決定します。
- (2) 参加店の情報（店舗名称、所在地、電話番号等）は、専用ウェブサイト等で広報を行います。
- (3) 予算の状況により、本事業の早期終了、延期等の可能性があることを、予めご了承の上ご登録ください。
- (4) 登録申請の際に取得した店舗情報・個人情報等については、下記以外の目的では利用いたしません。
 - ① 本事業に関すること
 - ② 今後、大津市が同種の事業（消費喚起等）を検討または実施する場合の情報提供やアンケート調査
- (5) 本事業において 大津市及び 事務局が必要と認める場合は調査を行います。

1 2 問い合わせ先

「おおつ割」事務局コールセンター

TEL：0570-017-002

FAX：077-562-6060

MAIL：otsu_wari@nta.co.jp

受付期間：令和7年4月14日（月）～令和7年9月19日（金）

受付時間：午前9時30分から午後5時30分（土日祝日は休業）

※但し、5月12日（月）～8月12日（火）の期間は無休となります。

※6月2日（月）～6月15日（日）は午前9時30分から午後8時00分まで受付いたします。

募集要項と下記の宣誓事項の内容について遵守することを誓約し、登録申請フォームより申請下さい。

～大津市電子割引券発行による消費下支え等を通じた生活者・中小企業者支援事業 誓約事項～

- (1) 中小企業基本法に定める中小企業者、または一般社団・財団法人、特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等市内において事業を行う者で、別表に準じ、各要件を満たす者に該当する事業者です。
- (2) 次の各号のいずれにも該当する者ではありません。(いわゆる「みなし大企業」ではありません。)
 - ① 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ② 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - ④ 発行済株式の総数または出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
 - ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
 - ⑥ 本登録申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の平均年額が15億円を超える中小企業者
- (3) 参加店募集要項に記載されている内容に同意し、遵守するとともに事務局から配布された参加店対応マニュアルに記載されている方法でお客様に対し、電子割引券利用(割引処理)を行います。
- (4) 商品の販売、またはサービスの提供なく、「おおつ割」の換金を行いません。また、「おおつ割」を利用できない商品・サービスに対して、「おおつ割」の割引対応をしません。
- (5) 「おおつ割」の偽造・悪用・濫用はいたしません。
- (6) 「おおつ割」の取扱いに関して、大津市および事務局から改善要請等があった場合には、それに従います。なお、店舗側において不正な利用が認められる場合や大津市および事務局の指摘に適切に対応しない場合、参加店登録申請書の申請内容に虚偽や本誓約書の誓約内容に違反があった場合には、「おおつ割」の参加店登録を取り消されるとともに既振込額の返還および事業者名の公表を行うことに同意します。
- (7) 「おおつ割」事務局が行う訪問調査に協力します。
- (8) 「おおつ割」の利用期間中は参加店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
- (9) 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表(専用ウェブサイト等に掲載)について同意します。
- (10) 「おおつ割」の利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者ではありません。
- (12) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- ② 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - ⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (13) (12)②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

